



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題 (収用、賃貸、解除保証) 3(野呂防衛政務次官の訪沖 外務省外交史料館レファレンス番号 : H220203)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(1)No.1 公開日 : 平成22年7月7日 外務省外交史料館管理番号 : A'3.0.0.7-1(117) CD・DVD番号 : H22-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

野呂防征政務次官ヲ訪冲

- 大政事外外儀官
- 務務典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀総入電厚計
- 書文会嘗給
- 調査長領移長
- 参参析調
- 参領旅査移
- 参地中東
- 参北東西
- 参北北
- 参一
- 参西東洋
- 参西東
- 参書近ア
- 次総経国資
- 参資統
- 参政技一理
- 参企二
- 参条協
- 参政経科
- 参社專
- 参道内外
- 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 49/27
 71年9月23日 21時 49分 菅 発 米北
 71年9月23日 21時 49分 本省 着
 外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

防衛政務次官来ちゆう

第1020号 平

往電第1010号に関し

防衛政務次官一行は、23日午後4時当地着。本使と会談後、当事務所において記者会見したところ、その概要次の通り。
 (カッコ内質問)

1. 来ちゆうの目的は、(1) 基地問題に関し地主との話し合い。(2) 自衛隊のおきなわ配備に関し、けん民との話し合いをするためである。

2. (軍用地の強制使用の立法について)
 未だ取扱いについて決定していない。地主と十分話し合つて継続使用するようにしたい。立法は十分に地主と話し合いをする時間をもうけるのが真のねらいである。

3. 自衛隊配備と基地問題が解決しない場合、返かん協定の批准が困難になるおそれがあるので個人的に心配している。

(そのような兆候があるのか)
 兆候があるわけではないが、そのような事態にならない

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ように全力を傾注して御理解を得るようにしたい。特にこれは、防衛庁がちゆう実に職務を果して行く心構えを申し上げたものである。

4. (協定のA及びB表から削除または追加されるものはないか)
 (1) 基地返かんについては、復帰後も米軍と話し合う必要があるが、今の時点では削除はない。
 (2) 追加されるものはあり得ない。
 5. (A表の一時使用の基地についても特別立法するのかわ)
 (1) 七つあるがそのうち四つについては既に市ちよう村との話し合いが出来ており、他についてもまとまりつつあると聞いている。
 (2) 話し合いが成立しない場合は、理論的には特別立法のわぐに入ると思う。
 (了)

大政事外外儀信
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長
領移長
參企析調
參領旅査移

ア 參地中東
長 北東西
北北保
中南審
歐 參西東洋
長 西東

近ア 參書近ア
長 次総経国資
経 一源
長 參貿統国
経協長 參政技一理
長 国企二
参条協規
長 参政経科
情長 軍社專
長 參道内外
文長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

40x

総番号(TA) 49412 主管
71年 月 日 21時33分 沖 鷹 発
71年 9月 24日 21時 44分 本 省 着 北

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

防衛政務次官来ちゆう (ヤラ主席表けい訪問)

第1021号 略 至急

往電第1020号に関し

1. ノロ政務次官は、24日午後2時50分ヤラ主席を公しやに訪問し、約1時間20分にわたって会談を行なった。(ナガサカ部長、大西審議官、タニグチ次長、フクザワ一さ同席)

2. 主席より、要請書(空送する)を手交し、これに基づいて下記の諸点に関するりゆう政の要望をちん情した。これに対し、次官より、自衛隊のおきなわ配備に当つては、おきなわけん民の意向を十分くんで誠心誠意努力する所存であり、防衛庁に対するりゆう政及びげん民の一層の御理解をいただきたい旨を述べた。

3. 上記要請書の概要次の通り。

(1) 復帰後、米軍の存在に加えて自衛隊が配備されることはおきなわ基地の強化とも受けとられ、また米軍基地のかた代りに自衛隊が配備されとなれば自衛隊の質的転換をもたらすと解される。かかる理由で自衛隊のおきなわ配備には反対の立場を表明せざるを得ないのでしん重に検討

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

されたい。

(2) 解放軍用地の地主に対し、次の救済措置を講じてもらいたい。

(イ) 解放時から復元補償がなされるまでの間、年間地料相当額を支払う。

(ロ) 当該土地の境界設定費を支給する。

(3) 軍用地の使用権の取得は強制取用の手段によることなく、地主の意思をそん重しげん民の立場をも配慮の上しん重に対処してもらいたい。(政務次官はこれに対し、使用権の取得はあくまでも話し合いでゆくことに徹することが基本であり、立法は暫定的に話し合いの時間を持つことにならうがある旨を強調した。)

(4) 返かん協定により放棄された補償要求につき、行政措置のみに委ねることなく、それが確実に行なわれうるよう立法措置も配慮されたい。

4. 第4種労務者の問題については、政府部内の何処で担当するかは現在未定であるが、3公社等にはきゆうすることはないか等の諸点について、政務次官より質問し、これに対し、主席は同様心配すべき面のあることを答え、事務当局に調査検討せしめた上、上京させる旨を答えた。

(了)

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

122

大政事外外儀自
務務典房
次次
臣官官審審長長
備総人電厚計
書文会營給

電信写

総番号(TA) 65681
71年 月 日 12時 00分 沖縄 主管
71年 12月 14日 12時 02分 本省 発 北1
着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

調査長 参企析調
領移長 参領旅査移

開放軍用地に対する補償要求

第1257号 平 至急
14日付新報(朝)は、13日地主連合会ヒガ会長等がカ
トウおきなわ事務局長及びりゆう政マニダ法務局長にそれ
ぞれ面会し、開放軍用地地主に対する生活補償費97万3
千ドルを本土政府が支払うよう要請した旨報じている。本
件につき14日スズキを以て連合会スナカワ事務局長に照
会せしめたところ、本件は、既に要請した軍用地開放後復
元補償が行なわれるまでの間の地主に対する生活補償問題
(往信第322号参照)解決の促進を要請したものであり
、新しい問題を提起したものではない由。

<了>

添付なし

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
参一二
欧 参西東洋
長 西東

近ア 参書近ア
長 次総経国資
経 一源
長 参質統国
経 参政技一理
協 国企二
長 参参協規
国 参政経科
長 軍社專
情 参道内外
長 参一二
文 長